

## 外国人の転入届における注意点

お待ちいただく時間を少しでも軽減するため、以下の点にご理解とご協力をお願いします。



### 1 事前のご相談について

- 5名以上で転入届出をされる場合は、事前に市役所へご相談ください。
- ベトナム語版の異動届があるため、事前にお勤め先で記入いただける場合は、FAX等で送付します。

### 2 委任状について

- 委任状がある場合は、代理人による転入届出ができます。（本人がお越しいただく必要はありません。）
- 本人から以下のものを預かってください。
  - ① 委任状（本人による記入が困難な場合は要相談）
  - ② 在留カード
  - ③ 通知カードまたはマイナンバーカード（お持ちの場合のみ）
  - ④ 転出証明書（国内で異動される場合のみ）

### 3 氏名の読み方（カタカナ）について

- 住民票に記載する氏名のカタカナは、健康保険や銀行の手続きで必要になる場合があります。
- 既にカタカナの保険証やキャッシュカード等をお持ちの場合は、そちらと同じ表記になるようにご注意ください。

### 4 来庁時の注意点について

- 月曜日等の休日明けは、窓口の混雑が予想されますのでご注意ください。
- 多人数でお越しになる場合は、できるだけ何組かに分かれてお越しいただくとスムーズに手続きできます。
- 日本語での説明が伝わりにくい場合は、お勤め先の方等の同伴をお願いします。

### 5 健康保険・年金について

#### (1) 健康保険の加入

- お勤め先で社会保険に加入されるか、個人で国民健康保険に加入されるかを事前にご確認ください。

## (2) 年金の加入

- 厚生年金に加入される時は、未加入期間の発生を防ぐため、年金事務所に入国日を連絡していただくようお願いします。
- 詳細は年金事務所にお尋ねください。

## 6 マイナンバーについて

### (1) マイナンバーができるとき

- 日本で住民票が作成された時点で、マイナンバーが付番されます。
- 過去にマイナンバーを付番された方で、一度海外へ出国された場合も、原則として番号は変わらず引き継がれます。

### (2) マイナンバーの確認方法

- 転入届から約1ヶ月後に、マイナンバーをお知らせする「通知カード」が郵便で自宅に届きます。（簡易書留のため受取要）
- もし受取ができなかった場合は、郵便局へ返却されます。後日、本人確認書類（在留カード等）をお持ちになり、郵便局で受け取りをお願いします。詳細は郵便局にお尋ねください。
- 通知カードの到着よりも先にマイナンバーを知りたい場合は、本人が来庁し、「マイナンバー記載の住民票」を取得することで確認できます。（委任状でも取得は可能ですが、その場で代理人にはお渡しせず、本人の自宅へ郵送します。）

### (3) 過去にマイナンバーを付番された方

- 過去にマイナンバーを付番された方は、そのときに送付された「通知カード」または「マイナンバーカード」を転入届の際にご提出ください。

